箕 輪 町 商 工 会 会 則

昭和６１年４月１日施行
平成　７年４月１日改正
平成１９年４月１日改正
平成２２年４月１日改正
平成２８年４月１日改正

（名　　称）
第１条　この会は箕輪町商工会と称し、事務局は原則として会長宅に置く。

（目　　的）
第２条　この会の目的は、会員相互の親睦と情報交換を計ると共に、会の活動を通して各企業の業績の向上をめざす事、並びに地域文化の発展に寄与する事とする。

（組　　織）
第３条　会員は、箕輪町に居住又は事業所を置く事業者、及び当該地に居住又は事業所のあった事業者とする。
２．当会の設立の趣旨を理解し、活動に賛同する者を会員（準会員）とする事が出来る。

（入　　会）
第４条　入会の手続きは会長に届け、会員の合議承認による。

（脱　　会）
第５条　脱会の手続きは本人の意志により会長に届け出る。
又、会則に違反する者は総会の決議によって退会させる事が出来る。
※退会者への会費の返却は行わない。

（経費・会費）
第６条　この会の経費は会費及び寄付金により賄う。
２．会費は下記の通りとする。
1）入会金は、５，０００円とする。（会員から準会員への移行は、徴収しない）
2）年会費は、会員２４，０００円、準会員６，０００円とする。
但、年会費は定時総会及び１０月の定例会時の２回に分割して会計へ納入することが出来る。
3）懇親会費は、懇親会出席者のみ徴収する。

（役員・委員）
第７条　この会には、次の役員を置く。
会　　長　　----（１　　名）
副会長・会計・監事・書記　　----（各若干名）
２．この会には次の委員会を置く。
企画担当委員会・福利厚生委員会・地域担当委員会----（各　委　員）

３．会員は前項１．２．の内、何れかの役に就かなければならない。

（役員・委員の職務分担）
第 8 条　役員・委員の職務分担は次の通りとする。
1）会長はこの会を代表し会務を統理する。
2）副会長は会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
3）会計は金銭の保管、出納及び経理を担当する。
4）監事は会計・業務監査を行う。
5）書記は議事録、その他書類の作成、管理を担当する。
6）企画委員は会の事業・活動を企画する。
7）福利厚生委員は会員及び家族の厚生に関する業務を担当しレクレーション（ボウリング、旅行　等）を計画する。
8）地域担当委員は地域の行事（盆踊り、お祭り、運動会　等）の関係当局と連絡し、協議実行する。

（役員・委員の任期）
第 9 条　役員・委員の任期は２年とする。ただし再任はこれを妨げない。また会長は連続して３期以上務める事は出来ない。

（役員・委員の選出）
第 10 条　役員・委員の選出は任期満了直後の総会において、会員の推薦合意により行う。

（総　　会）
第 11 条　総会は１年に１回行う。（４月）

（事業年度）
第 12 条　この会の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（冠婚葬祭）
第 13 条　冠婚葬祭慶祝については、下記の通り定める。

・事業所の新築	10.000 円と花輪
・　　改装	花輪
・婚　姻	その都度協議して決める
・病気見舞	10.000 円（会員の１週間以上の入院に対して）
・慶　弔	20.000 円と花輪（会員）
	10.000 円と花輪（同居親族）
	10.000 円（同居してない両親）

２．準会員その他に関しては、都度、役員会で協議して決める。

（会則の変更）
第 14 条　会則の変更は、総会の決議により行う。

（総会の決議）
第 15 条　総会の決議は、会員及び準会員の過半数が出席し、出席した会員及び準会員の過半数で決議する。

但、可否同数のときは、議長が決する。

２．会員は、他の会員を代理人として、議決権を行使することが出来る。
この場合会員は、代理権委任を証する書面を総会に提出しなければならない。

附　　則

この会則は、平成２８年４月１日から施行する。